

「取引所外国為替証拠金取引説明書（契約締結前交付書面・注意喚起文書）」新旧対照表

2026年1月9日

新	旧
<p>(頭書)</p> <p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3第1項の規定に基づき<u>情報の提供をするもので</u>、東京金融取引所において行われる取引所為替証拠金取引（愛称を「くりっく365」、「くりっく365 ラージ」といいます。）について説明します。</p> <p>当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>(10) 電磁的方法による情報の提供</p> <p><u>当社から情報の提供を受ける場合には、書面又は電磁的方法のうち、いずれかを指定する方法により行うこととします。電磁的方法による情報の提供を受ける場合には、以下のいずれかを満たす必要があります。</u></p> <p>① <u>あらかじめ、お客様に対し、情報の提供を電磁的方法により受け入れる旨及びその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、情報の提供を電磁的方法により受け入れることについて、お客様から書面、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法による承諾を得ていることとします。</u></p> <p>② <u>あらかじめ、お客様に対し、情報の提供を電磁的方法により受け入れる旨及び次に掲げる事項を告知している必要があります。</u></p>	<p>(頭書)</p> <p>本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき<u>お客様に交付する書面で</u>、東京金融取引所において行われる取引所外国為替証拠金取引（愛称を「くりっく365」及び「くりっく365 ラージ」といいます。）について説明します。</p> <p>当社への取引の委託の手続きについて</p> <p>10) 電磁的方法による書面の交付</p> <p><u>当社による書面の交付を電磁的方法により受け入れることを承諾する場合は、契約締結時交付書面等の電磁的方法による交付等に係る取扱規程による承諾をして下さい。</u></p>

新	旧
<p data-bbox="257 220 685 252"><u>a. 電磁的方法の種類及び内容</u></p> <p data-bbox="257 268 1099 347"><u>b. 当社に対し、お客様が書面の交付による情報の提供を請求することができる旨</u></p> <p data-bbox="600 459 698 491">(以上)</p>	<p data-bbox="1525 459 1624 491">(以上)</p>